長岡京市生成AI提供業務委託

仕様書

令和６年４月

１　業務名

　　長岡京市生成AI提供業務委託

２　履行期間

　　令和６年６月３日から令和７年３月３１日まで

３　履行場所

　　長岡京市役所

４　業務目的

本業務は、文書作成業務、企画案作成業務及び情報収集等における業務効率化を目的として、職員間情報共有ツールとして導入しているコミュニケーションアプリ「LINEWORKS」（LINEWORKS株式会社提供。以下「LINEWORKS」という。）を介して生成AIを利用するためのサービス提供業務を委託するものである。

５　委託内容

主な業務内容は、以下のとおりである。

ア　LINEWORKS環境で利用可能な以下の生成AIサービスの提供

(1) 一般業務用文章生成AI(長岡京市専用カスタム版)

(2) 議会対応用文章生成AI(長岡京市専用カスタマム版)

(3) ノンカスタム版文章生成AI

イ　アのサービスへの追加学習（ファインチューニング等）の実施

ウ　運用状況報告の実施

エ　導入に係るテスト、運用サポート研修の実施

オ　システム管理者からの問い合わせ対応

６　動作環境

1. 自治体業務に関する情報等を入力して問題ないセキュリティレベルの基盤で稼働している国内の環境とすること。
2. Microsoft Edｇe、Google Chrome等、一般的に利用可能性のあるOS、　　WEBブラウザ等で動作可能であること。

７　基本的な事項

1. 本市の職員規模（約650人）を及びLINEWORKSを介する利用環境を考慮し、サービスの利用期間中の円滑な運用を可能とする最適なシステムを構築すること。
2. 生成AIの回答精度向上に資することは当然のことながら、コストについても十分に考慮し、サービスの導入費用のみでなく、追加学習等の継続的な運用経費を含めた総コストの低廉化を図ること。
3. 本市からの問い合わせへの対応を含めた保守・運用支援を実施すること。

８　サービス要件

1. サービス構成

ア　サービス利用環境

職員間の情報共有ツールとして導入しているLINEWORKSとAPI連携できるものとする。

また、接続及び管理区域については本市のセキュリティポリシーを遵守すること。

1. 機能要件

（ア）一般業務用、議会対応用、ノンカスタム版の3種以上の文章生成AIサービスを利用し、議会答弁書、決裁文書、契約仕様書、計画書などの文章作成ができること。

（イ）回答精度向上のため用途ごとのファインチューニング等追加学習を行うこと。

（ウ）個人情報等が漏洩されないようセキュリティに最大限の配慮がされていること。

９　導入要件

　⑴　構築に係る作業

契約締結後、速やかに、導入に向けて協議及び調整を行い、実施計画書を提出すること。

　⑵　テスト運用

ア　実施計画書に基づき、本市と共同でテストを実施すること。

イ　テストは実施体制、方法、環境、データ等を検討した上で、導入前１か月に行い、品質評価を実施すること。

ウ　テストにおいて、エラー及び障害発生を確認した場合は、本稼働までに復旧作業を行うこと。

1. 研修

構築するサービスの利用方法等について初回導入時ならびに本市からの依頼に基づき、本市と協議の上、適切な時期に随時研修を行うこと。研修は、全職員を対象に行うこと。なお、研修に使う資料は受託事業者で用意すること。

1. 保守・サポート

ア　サービスの利用ログについて、バックアップを取得すること。

イ　障害が発生した場合には、障害発生時の連絡体制、障害原因、影響範囲、対応手順、等を定め本市に報告すること。

ウ　提供サービスに関する本市からの稼働状況等の問い合わせ及びサポートについて、ヘルプデスクを設置すること。

エ　ヘルプデスクは、本市開庁時間及び本市の要望に基づき、電話（平日９：００～１７：００）または電子メール（24時間受付）等のサポートに対応すること。

(5)　運用状況報告

月次で運用報告書を提出すること。報告書には以下の内容を含めること。

・システム利用状況（ログ情報）

・障害対応状況報告

・セキュリティ関連情報

・システム運用課題や対応策の提案等

（6）　追加学習作業

本市からの依頼に基づき、学習データ追加、変更の作業は、本市と協議の上、共同で行うこと。月に1回は、追加学習チューニングを実施すること。

（7）　従量数追加

本市からの依頼に基づき、従量数追加、変更が必要な場合は本市と協議の上、共同で行うこと。

１0　セキュリティ要件

本サービス内に、機密性、秘匿性の高い情報を有する場合は、関係法令及び本市セキュリティポリシー等を遵守するとともに、以下の要件を備えること。また、受託事業者においても適切なセキュリティ対策を講じることとし、本システム導入作業に関してもセキュリティ対策を行うこと。

⑴　セキュリティ対策

本市の内外からの不正な接続及び侵入、行政情報資産の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。また、継続的にセキュリティが維持されるように取り組むこと。

１1　導入スケジュール

　　本システムの構築スケジュールは、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 期　間 | 内　容 |
| 令和６年６月 | 契約 |
| 令和６年６月～８月（予定） | 各種設計職員研修（AI・DX基礎、業務へのデジタル活用、セキュリティリスク等） |
| 令和６年７月（予定） | 運用テスト |
| 令和６年８月（予定） | 本番稼働 |

１2　成果品

本業務の完了時に実施計画書、システム設定書、業務完了報告書等の成果品を納品すること。なお、納品は紙及び電子媒体で行うこと。

１3　機密保持

受託事業者は、本業務の実施の過程で本市が開示した情報を、本業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。受託事業者は、本業務を実施するにあたり、本市から入手した資料等については適切に管理すること。

１4　検査

システムの受入は本市による検査に合格したときに承認したものとする。検収完了後、完了後１年以内に、委託業務について受託事業者の業務上の過失に起因する仕様書との不適合を本市から通知された場合は、受託事業者は、無償でその不適合を補正する。

１5　その他

⑴　受託事業者は、業務の全部を第三者に一括再委託してはならない。ただし、一部の業務について、再委託する必要がある場合は、受託事業者の責任のもと、本仕様書の内容及び本市セキュリティポリシーを遵守させるとともに、本市に書面で申請すること。

⑵　受託事業者は本市の契約規則及びセキュリティポリシー等に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。

⑶　本市が必要と認めたときは、委託した業務についての立入検査を実施することができる。その際に、受託事業者はこの検査に協力しなければならない。

⑷　受託事業者が、本仕様書の内容に違反し損害を与えた時は、本市と協議の上、その損害を賠償しなければならない。

⑸　その他本仕様書に定めのない事項については、双方が協議して決定する。